



令和 4 年

第 1 回市議会（定例会）

議案 3

（議第 9 号～議第 2 9 号）

荒 尾 市

令和4年第1回荒尾市議会(定例会) 議案3 目次

議案番号	件名	ページ
議第9号	専決処分について(令和3年度荒尾市一般会計補正予算(第10号))	1
議第10号	専決処分について(令和3年度荒尾市一般会計補正予算(第11号))	15
議第11号	荒尾市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	35
議第12号	荒尾市・長洲町学校給食センター条例の制定について	39
議第13号	荒尾市個人情報保護条例の一部改正について	43
議第14号	荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	47
議第15号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	51
議第16号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	55
議第17号	荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	59
議第18号	荒尾市税条例の一部改正について	63
議第19号	荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	67
議第20号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	71
議第21号	荒尾市消防団条例の一部改正について	75
議第22号	荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の一部改正について	79
議第23号	市道路線の廃止及び認定について	83
議第24号	財産の取得について	87
議第25号	令和3年度荒尾市一般会計補正予算(第12号)	89
議第26号	令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	161
議第27号	令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	179
議第28号	令和3年度荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	191
議第29号	令和3年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第2号)	209

専 決 処 分 に つ い て

令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 0 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）
の専決処分について

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年12月17日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,511,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,924,215	415,000	6,339,215
	2 国庫補助金	1,768,291	415,000	2,183,291
歳 入 合 計		26,096,928	415,000	26,511,928

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,097,106	415,000	12,512,106
	2 児童福祉費	4,800,812	415,000	5,215,812
歳出合計		26,096,928	415,000	26,511,928

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	12,097,106	415,000	12,512,106
歳出合計	26,096,928	415,000	26,511,928

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	5,924,215	415,000	6,339,215
2	国庫補助金	1,768,291	415,000	2,183,291
2	民生費国庫補助金	795,172	415,000	1,210,172

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 令和3年度 子育て世帯 等臨時特別 支援事業費 国庫補助金	415,000	1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	12,097,106	415,000	12,512,106	415,000	
2 児童福祉費	4,800,812	415,000	5,215,812	415,000	
1 児童福祉総務費	1,649,508	415,000	2,064,508	国庫支出金 415,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	415,000	1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費 交付金 子育て世帯への臨時特別給付金	415,000 (415,000) (415,000)

専決処分について

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）
の専決処分について

令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 2 4 日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 6 4, 8 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 5 7 6, 7 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,339,215	1,064,867	7,404,082
	1 国庫負担金	4,145,348	4,186	4,149,534
	2 国庫補助金	2,183,291	1,060,681	3,243,972
歳 入 合 計		26,511,928	1,064,867	27,576,795

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,512,106	1,055,944	13,568,050
	1 社会福祉費	5,562,128	1,046,535	6,608,663
	2 児童福祉費	5,215,812	9,409	5,225,221
4 衛生費		2,858,409	8,923	2,867,332
	1 保健衛生費	853,437	8,923	862,360
歳 出 合 計		26,511,928	1,064,867	27,576,795

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	539,468
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費（時間外手当）	4,500

第 3 表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額 (千円)	期 間	限度額 (千円)
集団接種従事看護師派遣委託料	令和4年度	3,237	令和4年度	5,284

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,339,215	1,064,867	7,404,082
歳入合計	26,511,928	1,064,867	27,576,795

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1,055,944				
8,923				
1,064,867				

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	6,339,215	1,064,867	7,404,082
1	国庫負担金	4,145,348	4,186	4,149,534
	2 衛生費国庫負担金	96,967	4,186	101,153
2	国庫補助金	2,183,291	1,060,681	3,243,972
	2 民生費国庫補助金	1,210,172	1,055,944	2,266,116
	3 衛生費国庫補助金	126,091	4,737	130,828

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健事業費 国庫負担金	4,186	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金
1 社会福祉費 国庫補助金	1,046,535	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金 1,000,000 2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費国庫補助金 46,535
4 児童福祉費 国庫補助金	9,409	1 保育士等処遇改善臨時特例事業費国庫補助金 9,109 2 保育士等処遇改善臨時特例事務費国庫補助金 300
1 保健衛生費 国庫補助金	4,737	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	12,512,106	1,055,944	13,568,050	1,055,944	
1 社会福祉費	5,562,128	1,046,535	6,608,663	1,046,535	
1 社会福祉総務費	1,831,489	1,046,535	2,878,024	国庫支出金 1,046,535	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	1,556	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	1,041,135
3 職員手当等	5,635	非常勤職員報酬	(1,556)
4 共 済 費	314	期末手当	(235)
8 旅 費	89	健康労働保険料	(314)
10 需 用 費	1,537	費用弁償	(79)
11 役 務 費	1,651	普通旅費	(10)
12 委 託 料	35,214	消耗品費	(522)
13 使用料及び	539	印刷製本費	(265)
賃借料		修繕費	(750)
18 負担金、補	1,000,000	郵便料	(470)
助及び交付		電話料	(70)
金		手数料	(1,111)
		その他委託料	(35,214)
		住民情報システム改修委託料	(1,320)
		臨時特別給付金申請受付等業務委託料	(33,894)
		借上料	(539)
		交付金	(1,000,000)
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	(1,000,000)
		2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費 (時間外手当)	
		時間外手当	5,400
			(5,400)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	5,215,812	9,409	5,225,221	9,409	
1	児童福祉総務費	2,064,508	9,409	2,073,917	国庫支出金 9,409	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	300	1 保育士等処遇改善臨時特例事業費	9,109
		補助金	(9,109)
18 負担金、補助及び交付金	9,109	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金（保育所）	(4,230)
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金（認定こども園）	(3,994)
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金（地域型保育施設）	(234)
		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金	(651)
		2 保育士等処遇改善臨時特例事業費（時間外手当）	300
		時間外手当	(300)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,858,409	8,923	2,867,332	8,923	
1	保健衛生費	853,437	8,923	862,360	8,923	
	3 予防費	468,716	8,923	477,639	国庫支出金 8,923	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	2,156	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	8,923
		報償金	(2,156)
10 需 用 費	1,209	消耗品費	(1,200)
		燃料費	(9)
11 役 務 費	342	郵便料	(282)
		手数料	(60)
12 委 託 料	4,677	その他委託料	(4,677)
		新型コロナウイルスワクチン接種委託料	(3,985)
13 使用料及び 賃借料	539	駐車場整理業務委託料	(54)
		新型コロナウイルスワクチン接種委託料（時間外・休日加算分）	(141)
		集団接種従事看護師派遣委託料	(497)
		借上料	(539)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	350 (278)	327,869	1,227,677	835,577	2,391,123	472,176	2,863,299	
補正額	(1)	1,556		5,935	7,491	314	7,805	
計	350 (279)	329,425	1,227,677	841,512	2,398,614	472,490	2,871,104	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,141	1,211	24,003	17,567		2,041	105,665	169
	補正額							5,700	
	計	40,141	1,211	24,003	17,567		2,041	111,365	169
職員手当の内訳	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,434	98	17,424	340,167	200,568	25,015	60,074	
	補正額				235				
	計	1,434	98	17,424	340,402	200,568	25,015	60,074	

荒尾市企業版ふるさと納税基金条例の制定
について

荒尾市企業版ふるさと納税基金条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市企業版ふるさと納税基金条例

別紙添付

提案理由

荒尾市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置したいからである。

荒尾市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 荒尾市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に要する経費の財源に充てるため、荒尾市企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

2 前条に規定する目的のための寄附金は、予算に計上して基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市・長洲町学校給食センター条例の
制定について

荒尾市・長洲町学校給食センター条例を次のように制定する。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市・長洲町学校給食センター条例

別紙添付

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、荒尾市・長洲町学校給食センターを設置したいからである。

荒尾市・長洲町学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、荒尾市立小学校及び中学校並びに長洲町立小学校及び中学校の学校給食を共同して行うため、調理等を一括処理する施設として、学校給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
荒尾市・長洲町学校給食センター	荒尾市増永1900番地1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、施設の管理及び執行に関し必要な事項は、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(荒尾市立学校給食共同調理場設置条例の廃止)

2 荒尾市立学校給食共同調理場設置条例（昭和46年条例第25号）は、廃止する。

荒尾市個人情報保護条例の一部改正について

荒尾市個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の
一部改正について

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正
するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和等
を行いたいからである。

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第１０条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第１４条を第１６条とし、第１３条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第１４条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１５条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員
報酬、報酬等支給条例の一部改正につい
て

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の
一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員
報酬、報酬等支給条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

投票管理者及び投票立会人の交替制の導入に伴い、報酬について
所要の改正を行いたいからである。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員
報酬、報酬等支給条例の一部を改正する
条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4を次のように改める。

4 選挙従事者のうち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書（同法第48条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定により、投票所若しくは期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げる場合又は投票所若しくは期日前投票所の投票管理者若しくは投票立会人の職務を2人以上の者に交替して行わせることとした場合の当該投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 投票所の投票管理者 日額12,800円以内で、従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額
- (2) 期日前投票所の投票管理者 日額11,300円以内で、従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額
- (3) 投票所の投票立会人 日額10,900円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額
- (4) 期日前投票所の投票立会人 日額9,600円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当を改定したいからである。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例(平成19年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第4条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和24年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市
パートタイム会計年度任用職員の報酬、期
末手当及び費用弁償に関する条例の一部改
正について

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年
度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次
のように改正するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市
パートタイム会計年度任用職員の報酬、期
末手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、一般職の職員の期末手当を改定したいからである。

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市
パートタイム会計年度任用職員の報酬、期
末手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)
の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「100分の127.5」を「100分
の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」
に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の
120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」
に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「1
00分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費
用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及
び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次の
ように改正する。

第14条第1項第2号中「100分の127.5」を「100
分の120」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市税条例の一部改正について

荒尾市税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

減免申請手続の見直しに伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第71条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号及び第2号に該当する固定資産のうち、減免を受けようとする年度の前年度においても同項の規定により減免を受けていた固定資産である場合において、減免を受けようとする年度の賦課期日において前項の申請書に記載した事項に変更がないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該年度の納期限前7日までにこの規定による提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

第90条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定による種別割の減免に係る軽自動車等のうち、減免を受けようとする年度の前年度においても同項の規定による種別割の減免を受けていた軽自動車等である場合において、減免を受けようとする年度の賦課期日において第2項又は前項の申請書に記載した事項に変更がないと市長が認めるときは、第2項又は前項の規定にかかわらず、当該年度の納期限前7日までにこれらの規定による提示及び提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の第71条第3項の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 3 この条例による改正後の第90条第4項の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度

分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞
金徴収条例の一部改正について

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を
次のように改正するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞
金徴収条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

債権に関する滞納整理の一元化の実施に伴い、税外歳入に係る
延滞金の端数計算等について、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞
金徴収条例の一部を改正する条例

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100円（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から指定期限まで」を「当該納期限の翌日から1月を経過する日まで」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第5条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（延滞金の端数計算）

第3条 延滞金の額の計算の基礎となる税外歳入の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の規定は、延滞金のうち令和4年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正に
ついて

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

放課後児童クラブの使用料について、開所時間に応じた料金設定とするため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

荒尾市放課後児童クラブ条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

通常利用（長期休業期間のみ利用以外の利用）

利用時期	児童1人当たりの使用料
5月～6月 9月～11月 2月	月額7,500円
4月 7月 12月 1月 3月	月額8,500円
8月	月額13,000円

備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、月額1,000円を加算する。

長期休業期間のみ利用

利用時期	児童1人当たりの使用料
夏季休業期間	17,000円
冬季休業期間	3,500円
春季休業期間（4月）	3,500円
春季休業期間（3月）	3,500円

備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、1,000円を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

荒尾市消防団条例の一部改正について

荒尾市消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

消防団員の報酬等について、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

荒尾市消防団条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「別表」を「別表第1」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、消防団の活動に従事した実績のない団員については、この限りでない。

第17条第2項及び第3項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条に次の1項を加える。

4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に掲げる出動報酬を支給する。

第18条第2項を削る。

別表班長の項中「21,000円」を「37,000円」に改め、同表団員の項中「17,000円」を「36,500円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第17条関係）

種別	支給区分	支給金額
災害、警戒等	1時間未満	1,000円
	1時間以上2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上8時間未満	8,000円
	8時間以上（1時間につき）	1,000円
訓練	1時間につき	1,000円
広報活動、研修等	1回につき	1,000円

備考 災害、警戒等のうち8時間以上従事した場合及び訓練に従事した場合において、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び
荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の
一部改正について

荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び荒尾市民病院看護学生
奨学金貸付条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び
荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の改正に
伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び
荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の
一部を改正する条例

(荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例の一部改正)

第1条 荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例(平成21年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第2条第2項に規定する割合で計算した」を「の規定の例により計算した延滞金の額に相当する」に改める。

(荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の一部改正)

第2条 荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例(平成21年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第2条第2項に規定する割合で計算した」を「の規定の例により計算した延滞金の額に相当する」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市道路線の廃止及び認定について

市道路線について、次のように廃止及び認定するものとする。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

廃止及び認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3	外磯境崎線	荒尾市大島字外磯	荒尾市万田字境崎	なし

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3	外磯境崎線	荒尾市大島字外磯	荒尾市万田字境崎	なし
777	荒尾北インター線	荒尾市大島字外磯	荒尾市大島字南新地	なし
778	南新地7号線	荒尾市大島字南新地	荒尾市大島字南新地	なし
779	東宮内5号線	荒尾市宮内字橋本	荒尾市宮内字橋本	なし
780	東宮内6号線	荒尾市宮内字橋本	荒尾市宮内字橋本	なし
781	馬渡下川後田 1号線	荒尾市荒尾字馬渡	荒尾市荒尾字下川後田	なし
782	馬渡下川後田 2号線	荒尾市荒尾字馬渡	荒尾市荒尾字下川後田	なし
783	下磯線	荒尾市荒尾字下磯	荒尾市荒尾字下磯	なし

財産の取得について

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 給食用食具 |
| 2 | 取得の価格 | 72,468,000円 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得の相手方 | 熊本市東区錦ヶ丘9番26号
株式会社中西製作所 熊本営業所
所長 福田 広 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,730,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,307,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,206,711	325,413	6,532,124
	1 地方交付税	6,206,711	325,413	6,532,124
15 国庫支出金		7,404,082	245,047	7,649,129
	1 国庫負担金	4,149,534	△49,903	4,099,631
	2 国庫補助金	3,243,972	294,605	3,538,577
	3 国庫委託金	10,576	345	10,921
16 県支出金		2,001,946	202,818	2,204,764
	1 県負担金	1,493,716	△20,949	1,472,767
	2 県補助金	426,551	224,229	650,780
	3 県委託金	81,679	△462	81,217
18 寄 附 金		702,842	2,160	705,002
	1 寄 附 金	702,842	2,160	705,002
19 繰 入 金		2,002,373	△264,801	1,737,572
	2 基金繰入金	1,999,230	△264,801	1,734,429
20 繰 越 金		38,380	38,400	76,780
	1 繰 越 金	38,380	38,400	76,780
21 諸 収 入		347,871	352,365	700,236
	6 雑 入	218,874	352,365	571,239
22 市 債		1,513,555	829,020	2,342,575
	1 市 債	1,513,555	829,020	2,342,575
歳 入 合 計		27,576,795	1,730,422	29,307,217

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,104,445	12,200	3,116,645
	1 総務管理費	2,519,303	3,582	2,522,885
	2 徴 税 費	277,469	△1,441	276,028
	3 戸籍住民基本台帳 費	218,297	10,521	228,818
	5 統計調査費	14,490	△462	14,028
3 民生費		13,568,050	△146,599	13,421,451
	1 社会福祉費	6,608,663	△26,095	6,582,568
	2 児童福祉費	5,225,221	△121,448	5,103,773
	4 災害救助費	4	944	948
4 衛生費		2,867,332	77,753	2,945,085
	1 保健衛生費	862,360	△8,570	853,790
	2 清 掃 費	1,265,365	86,323	1,351,688
6 農林水産業費		364,577	257,172	621,749
	1 農 業 費	253,074	142	253,216
	2 林 業 費	92,197	257,030	349,227
7 商工費		633,536	△18,198	615,338
	1 商工費	633,536	△18,198	615,338
8 土木費		1,970,618	△625	1,969,993
	2 道路橋梁費	404,612	△645	403,967
	4 港 湾 費	226,450	△20,000	206,450
	5 都市計画費	808,787	65,321	874,108
	6 住 宅 費	442,288	△45,301	396,987
9 消防費		751,122	△21,161	729,961
	1 消 防 費	751,122	△21,161	729,961
10 教育費		2,420,831	1,569,880	3,990,711
	1 教育総務費	209,694	85	209,779
	2 小学校費	509,979	146,898	656,877
	3 中学校費	243,320	64,692	308,012
	4 社会教育費	1,014,386	△1,024	1,013,362
	5 保健体育費	443,452	1,359,229	1,802,681
歳 出	合 計	27,576,795	1,730,422	29,307,217

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	荒尾総合文化センター施設改修費	61,600
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費	4,538
3 民生費	2 児童福祉費	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費	7,000
3 民生費	2 児童福祉費	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費（時間外手当）	150
6 農林水産費	1 農業費	情報収集等業務効率化事業費	120
6 農林水産費	2 林業費	林業木材産業生産性強化対策事業費	257,030
7 商工費	1 商工費	万田炭鉱館施設改修費	17,365
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	34,428
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（万田田添線）	5,210
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線）	13,167
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス補助事業費（橋梁定期点検）	8,085
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修）	25,121

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	宅地耐震化推進事業費	8,400
8 土木費	5 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業費	70,000
8 土木費	6 住宅費	住宅施設改修費	5,773
8 土木費	6 住宅費	住宅・建築物安全ストック形成事業費	1,000
8 土木費	6 住宅費	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	3,000
9 消防費	1 消防費	消防施設新設費	4,358
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修費	58,710
10 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化改修事業費	99,604
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修費	1,876
10 教育費	3 中学校費	中学校施設長寿命化改修事業費	66,090
10 教育費	4 社会教育費	市立図書館移転整備事業費	10,500
10 教育費	5 保健体育費	給食センター整備推進事業費	1,361,123

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 港湾費	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	144,226	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	194,226

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
保健体育施設整備事業	千円 870,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。
災害復旧	13,300			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
道路橋梁事業	101,100	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるものにつ いて、利率 の見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。 ただし、市財 政の都合によ り繰上償還を なし、又は低 利債に借換え することができる。	106,300	補正前に同じ		
都市計画事業	54,000				31,500			
都市公園事業	44,000				69,000			
海岸保全事業	108,900				101,700			
消防・防災施設整備事業	157,800				123,900			
義務教育施設整備事業	124,500				285,700			
臨時財政対策	665,255				482,975			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,206,711	325,413	6,532,124
15 国庫支出金	7,404,082	245,047	7,649,129
16 県支出金	2,001,946	202,818	2,204,764
18 寄附金	702,842	2,160	705,002
19 繰入金	2,002,373	△264,801	1,737,572
20 繰越金	38,380	38,400	76,780
21 諸収入	347,871	352,365	700,236
22 市債	1,513,555	829,020	2,342,575
歳入合計	27,576,795	1,730,422	29,307,217

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	3,104,445	12,200	3,116,645
3 民生費	13,568,050	△146,599	13,421,451
4 衛生費	2,867,332	77,753	2,945,085
6 農林水産業費	364,577	257,172	621,749
7 商工費	633,536	△18,198	615,338
8 土木費	1,970,618	△625	1,969,993
9 消防費	751,122	△21,161	729,961
10 教育費	2,420,831	1,569,880	3,990,711
11 災害復旧費	23,084	0	23,084
歳 出 合 計	27,576,795	1,730,422	29,307,217

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
8,291	△462	△33,900	3,353	34,918
△64,815	△32,585		1,416	△50,615
△10,000			7,429	80,324
	257,150			22
	△1,329		△10,643	△6,226
4,394	△24,577	500	△1,379	20,437
				△21,161
256,838	△481	1,031,400	281,675	448
		13,300		△13,300
194,708	197,716	1,011,300	281,851	44,847

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,206,711	325,413	6,532,124
1	地方交付税	6,206,711	325,413	6,532,124
1	地方交付税	6,206,711	325,413	6,532,124
15	国庫支出金	7,404,082	245,047	7,649,129
1	国庫負担金	4,149,534	△49,903	4,099,631
1	民生費国庫負担金	4,048,381	△49,903	3,998,478
2	国庫補助金	3,243,972	294,605	3,538,577
1	総務費国庫補助金	347,554	48,819	396,373
2	民生費国庫補助金	2,266,116	△3,216	2,262,900
3	衛生費国庫補助金	130,828	△10,000	120,828
7	土木費国庫補助金	403,135	2,164	405,299
9	教育費国庫補助金	53,707	256,838	310,545

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	325,413	1 普通交付税	
3 児童福祉費 国庫負担金	△24,658	1 私立保育所運営費国庫負担金	△33,236
		2 地域型保育給付費国庫負担金	△3,463
		3 児童福祉費国庫負担金	12,041
4 児童手当費 国庫負担金	△24,650	1 児童手当費国庫負担金	
8 国民健康保険 基盤安定費国庫負担 金	△595	1 国民健康保険保険基盤安定費国庫負担金（保険者支援分）	
1 総務費国庫 補助金	48,819	1 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（総務省分）	4,538
		2 個人番号カード交付国庫補助金	5,983
		3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	38,298
4 児童福祉費 国庫補助金	△3,116	1 子育て支援交付金	
6 障害者地域 生活支援事 業費国庫補 助金	△100	1 巡回相談支援事業費国庫補助金	
1 保健衛生費 国庫補助金	△10,000	1 地域再エネ導入等戦略策定支援事業国庫補助金	
1 道路橋梁費 国庫補助金	△438	1 道路メンテナンス事業費国庫補助金	
3 都市計画事 業費国庫補 助金	29,200	1 社会資本整備総合交付金	
7 港湾施設整 備事業費国 庫補助金	△10,000	1 社会資本整備総合交付金	
10 住宅地区改 良費国庫補 助金	△2,230	1 社会資本整備総合交付金	
11 住宅管理費 国庫補助金	△14,368	1 社会資本整備総合交付金	
2 小学校費国 庫補助金	34,837	1 小学校施設整備事業費国庫補助金	
3 中学校費国 庫補助金	13,821	1 中学校施設整備事業費国庫補助金	

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 国庫委託金	10,576	345	10,921
	2 民生費国庫委託金	9,989	345	10,334
16	県支出金	2,001,946	202,818	2,204,764
	1 県負担金	1,493,716	△20,949	1,472,767
	1 民生費県負担金	1,486,721	△20,949	1,465,772
	2 県補助金	426,551	224,229	650,780
	2 民生費県補助金	279,528	△6,534	272,994
	5 農林水産業費県補助金	60,394	257,150	317,544
	6 商工費県補助金	18,199	△1,329	16,870
	7 土木費県補助金	31,463	△24,577	6,886
	9 教育費県補助金	10,989	△481	10,508
	3 県委託金	81,679	△462	81,217
	1 総務費委託金	73,262	△462	72,800
18	寄附金	702,842	2,160	705,002
	1 寄附金	702,842	2,160	705,002

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 保健体育費 国庫補助金	208,180	1 給食施設設備費国庫補助金
1 社会福祉費 委託金	345	1 年金事務協力・連携経費交付金
2 児童福祉費 県負担金	△10,118	1 私立保育所運営費県負担金 △13,952 2 子ども教育・保育給付費県負担金（過年度） 5,102 3 地域型給付費県負担金 △1,268
3 児童手当費 県負担金	△3,643	1 児童手当費県負担金
6 国民健康保 険基盤安定 費県負担金	△247	1 国民健康保険保険基盤安定費県負担金（保険税軽減分） 51 2 国民健康保険保険基盤安定費県負担金（保険者支援分） △298
12 後期高齢者 医療制度保 険基盤安定 拠出金	△6,941	1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金
1 社会福祉費 県補助金	△3,368	1 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金
4 児童福祉費 県補助金	△3,116	1 病児保育事業県補助金 △846 2 一時預かり事業費県補助金 △482 3 子ども・子育て支援事業費県交付金 △1,788
7 障害者地域 生活支援事 業費県補助 金	△50	1 巡回相談支援事業費県補助金
1 農業費県補 助金	120	1 情報収集等業務効率化支援事業県補助金
2 林業費県補 助金	257,030	1 林業木材産業生産性強化対策事業費県補助金
1 商工費県補 助金	△1,329	1 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金
6 住宅管理費 県補助金	△24,577	1 建築物管理費県補助金 △14,477 2 令和2年7月豪雨被災者等支援県交付金 △10,100
2 小学校費県 補助金	△1,100	1 水保に学ぶ肥後っ子教室事業県補助金
4 社会教育費 県補助金	619	1 地域学校協働活動推進費県補助金
5 統計調査費 委託金	△462	1 経済センサス委託費

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	2	民生費寄附金	840	2,160	3,000
19	繰入金		2,002,373	△264,801	1,737,572
	2	基金繰入金	1,999,230	△264,801	1,734,429
	1	基金繰入金	1,999,230	△264,801	1,734,429
20	繰越金		38,380	38,400	76,780
	1	繰越金	38,380	38,400	76,780
	1	繰越金	38,380	38,400	76,780
21	諸収入		347,871	352,365	700,236
	6	雑入	218,874	352,365	571,239
	4	雑入	218,685	352,365	571,050
22	市債		1,513,555	829,020	2,342,575
	1	市債	1,513,555	829,020	2,342,575
	7	土木債	435,800	500	436,300
	8	消防債	157,800	△33,900	123,900
	9	教育債	161,400	1,031,400	1,192,800
	10	災害復旧債	0	13,300	13,300
	13	臨時財政対策債	665,255	△182,280	482,975

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費寄附金	2,160	1 児童福祉費寄附金
1 基金繰入金	△264,801	1 財政調整基金繰入金 △254,158 2 新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金繰入金 △10,643
1 繰越金	38,400	1 繰越金
8 雑入	352,365	1 雑入（総務課） 3,372 2 雑入（福祉課） △744 3 雑入（教育振興課） △1,100 4 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 7,429 5 療養給付費返還金（過年度） 60,714 6 給食センター整備事業長洲町負担金 282,694
1 道路橋梁事業債	5,200	1 道路橋梁事業債
2 都市計画事業債	△22,500	1 都市計画事業債
4 都市公園事業債	25,000	1 都市公園事業債
7 海岸保全事業債	△7,200	1 海岸保全事業債
1 消防・防災施設整備事業債	△33,900	1 防災施設整備事業債
1 義務教育施設整備事業債	161,200	1 小学校施設整備事業債 111,500 2 中学校施設整備事業債 49,700
3 保健体育施設整備事業債	870,200	1 学校給食施設整備事業債
1 災害復旧債	13,300	1 農林災害復旧債 8,700 2 土木災害復旧債 4,600
1 臨時財政対策債	△182,280	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	総務費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		3,104,445	12,200	3,116,645	△22,718	34,918
1	総務管理費	2,519,303	3,582	2,522,885	△32,777	36,359
	1 一般管理費	709,810	29,818	739,628	その他 3,372	26,446
	5 財産管理費	48,459	△2,871	45,588	その他 △19	△2,852
	6 基金費	463,663	39,792	503,455		39,792
	7 企画費	798,183	△33,365	764,818	国庫支出金 △2,230	△31,135

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	29,818	1 総務課人件費 退職手当	29,818 (29,818)
13 使用料及び 賃借料	△2,871	1 庁舎施設改修費 借上料	△2,871 (△2,871)
24 積立金	39,792	1 基金費（総合政策課） 積立金 ふるさと創生基金積立金 2 基金費（財政課） 積立金 財政調整基金積立金 減債基金積立金 職員退職手当基金積立金 土地開発基金積立金 市制70周年記念地域活性化基金積立金 公共施設整備基金積立金 3 基金費（防災安全課） 積立金 安心安全まちづくり推進基金積立金	11 (11) (11) 39,778 (39,778) (39,380) (191) (89) (49) (10) (59) 3 (3) (3)
11 役 務 費	△85	1 国際交流促進事業費 補助金	△1,242 (△1,242)
12 委 託 料	△6,587	日中友好促進会議運営補助金	(△1,242)
18 負担金、補 助及び交付 金	△26,693	2 地域公共交通活性化事業費 補助金 バス路線欠損補助金 3 地域情報発信支援事業費 通信運搬費 その他委託料 地域情報発信システム導入委託料 4 メディア交流館運営費 指定管理委託料 5 小袋工芸館運営費 指定管理委託料 6 みどり蒼生館運営費 指定管理委託料 7 「若者の夢を応援」大学生等支援事業費 その他委託料 「若者の夢を応援」大学生等支援事業周知チラシ作成業務委託料 交付金 「若者の夢を応援」大学生等支援給付金 8 老朽危険空家除却助成事業費 補助金 老朽危険空家除却助成補助金	△13,100 (△13,100) (△13,100) △3,935 (△85) (△3,850) (△3,850) 193 (193) 59 (59) 126 (126) △10,900 (△100) (△100) (△10,800) (△10,800) △1,551 (△1,551) (△1,551)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	9	文化振興費	290,204	△29,792	260,412	地方債 △33,900	4,108

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		9 空家等対策費	△3,015
		その他委託料	(△3,015)
		空家等対策基本計画策定委託料	(△1,643)
		空家実態調査委託料	(△1,372)
12 委託料	4,048	1 荒尾総合文化センター管理費	4,048
		指定管理委託料	(4,048)
14 工事請負費	△33,840	2 荒尾総合文化センター施設改修費	△33,840
		工事請負費	(△33,840)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	277,469	△1,441	276,028		△1,441
	2 賦課徴収費	92,402	△1,441	90,961		△1,441

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△1,441	1 軽自動車税オンライン・ワンストップサービス導入事業費 △1,441 その他委託料 (△1,441) 軽自動車税関係手続電子化対応委託料 (△1,441)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	218,297	10,521	228,818	10,521	
1	戸籍住民基本台帳費	218,297	10,521	228,818	国庫支出金 10,521	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	4,538	1 個人番号カード交付事業費 交付金	5,983 (5,983)
18 負担金、補 助及び交付 金	5,983	通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金	(5,983)
		2 デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費 その他委託料	4,538 (4,538)
		転出・転入手続ワンストップ化に係るシステム整備委託料	(4,538)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	14,490	△462	14,028	△462	
	2 基幹統計調査費	2,356	△462	1,894	県支出金 △462	

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	△462	1 経済センサス事務費 非常勤職員報酬	△462 (△462)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	民生費	13,568,050	△146,599	13,421,451	△95,984	△50,615
1	社会福祉費	6,608,663	△26,095	6,582,568	△9,540	△16,555
1	社会福祉総務費	2,878,024	△5,715	2,872,309	国庫支出金 △595 県支出金 △3,615 その他 2,160	△3,665
2	老人福祉費	306,041	△10,526	295,515		△10,526
8	国民年金費	10,471	345	10,816	国庫支出金 345	
15	障害者地域生活支援事業費	52,608	△945	51,663	国庫支出金 △100 県支出金 △50 その他 △744	△51
16	後期高齢者医療費	1,193,224	△9,254	1,183,970	県支出金 △6,941	△2,313

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	△95	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	6,116 (6,116)
12 委託料	△13,638	国民健康保険特別会計繰出金	(6,116)
13 使用料及び 賃借料	△271	2 遺族援護費 その他委託料 市戦没者追悼式祭壇設置委託料 借上料	△400 (△330) (△330) (△70)
24 積立金	2,173	3 移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援事業費 その他委託料	△13,267 (△13,267)
27 繰出金	6,116	ワクチン接種会場輸送委託料 4 東京パラリンピック応援事業費 消耗品費 その他委託料 横断幕作成委託料 使用料 借上料	(△13,267) △337 (△95) (△41) (△41) (△3) (△198)
		5 基金費（福祉課） 積立金 社会福祉振興基金積立金	2,173 (2,173) (2,173)
19 扶助費	△10,526	1 養護老人ホーム費 扶助費	△10,526 (△10,526)
12 委託料	345	1 国民年金事務費 その他委託料 国民年金システム改修委託料	345 (345) (345)
12 委託料	△945	1 地域療育センター事業費 事業運営委託料	△945 (△945)
27 繰出金	△9,254	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金	△9,254 (△9,254) (△9,254)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	5,225,221	△121,448	5,103,773	△86,444	△35,004
1	児童福祉総務費	2,073,917	△9,438	2,064,479	国庫支出金 △3,116 県支出金 △3,116	△3,206
2	児童措置費	2,942,123	△112,010	2,830,113	国庫支出金 △61,349 県支出金 △18,863	△31,798

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	△1,041	1 平井小放課後児童クラブ運営事業費 非常勤職員報酬	△1,041 (△1,041)
12 委 託 料	△3,033	2 放課後児童クラブ支援事業費 補助金	△5,364 (△5,364)
18 負担金、補助及び交付金	△5,364	障がい児受入推進事業補助金	(△5,364)
		3 病児・病後児保育事業費 事業運営委託料	△1,587 (△1,587)
		4 一時預かり事業費（幼稚園型） 事業運営委託料	△1,446 (△1,446)
18 負担金、補助及び交付金	△80,070	1 管内外私立保育所運営費 各種負担金	△70,070 (△70,070)
		管内私立保育所運営費	(△62,070)
		管外私立保育所運営費	(△8,000)
19 扶 助 費	△31,940	2 特定教育・保育施設型給付費 各種負担金	△10,000 (△10,000)
		市外施設型給付費（公立）	(△4,000)
		市内地域型保育給付費	(△6,000)
		3 児童手当費 扶助費	△31,940 (△31,940)

(款) 3 民生費
(項) 4 災害救助費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	災害救助費	4	944	948		944
1	災害救助費	4	944	948		944

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	944	1 災害救助費 返還金	944 (944)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,867,332	77,753	2,945,085	△2,571	80,324
1	保健衛生費	862,360	△8,570	853,790	△10,000	1,430
5	公害対策費	74,031	△7,447	66,584	国庫支出金 △10,000	2,553
10	保健事業費	93,183	△1,123	92,060		△1,123

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△7,447	1 地球温暖化対策実行計画策定事業費 その他委託料 地球温暖化対策実行計画策定業務委託料	△7,447 (△7,447) (△7,447)
18 負担金、補助及び交付金	△1,123	1 健康増進事業費 補助金 荒尾市地域保健医療福祉推進事業補助金	△1,123 (△1,123) (△1,123)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,265,365	86,323	1,351,688	7,429	78,894
1	清掃総務費	66,698	0	66,698	その他 7,429	△7,429
2	塵芥処理費	905,656	86,323	991,979		86,323

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	6,305	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金	6,305 (6,305)
		大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(6,305)
24 積立金	80,018	2 基金費（環境保全課） 積立金	80,018 (80,018)
		一般廃棄物処理施設建設基金積立金	(80,018)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		364,577	257,172	621,749	257,150	22
1	農業費	253,074	142	253,216	120	22
	1 農業委員会費	48,614	120	48,734	県支出金 120	
	7 耕地費	82,692	22	82,714		22

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
17 備品購入費	120	1 情報収集等業務効率化事業費 備品購入費	120 (120)
24 積立金	22	1 会下地区湧水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（会下）農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 2 古屋敷地区湧水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（古屋敷）農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 3 観音寺・南上揚地区湧水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金	6 (6) (6) 5 (5) (5) 11 (11) (11)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 2 林業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	92,197	257,030	349,227	257,030	
	2 林業振興費	92,197	257,030	349,227	県支出金 257,030	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	257,030	1 林業木材産業生産性強化対策事業費 補助金 林業木材産業生産性強化対策事業補助金	257,030 (257,030) (257,030)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		633,536	△18,198	615,338	△11,972	△6,226
1	商工費	633,536	△18,198	615,338	△11,972	△6,226
	2 商工振興費	282,384	△11,577	270,807	県支出金 △1,329 その他 △10,643	395
	4 観光費	213,727	△6,621	207,106		△6,621

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△2,660	1 新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）	△11,577
		その他委託料	(△2,660)
18 負担金、補助及び交付金	△8,917	感染症防止対策取組店舗情報発信冊子作成委託料	(△2,660)
		補助金	(△8,917)
		新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給金	(△8,917)
7 報 償 費	△100	1 地域観光振興費	△2,000
		補助金	(△2,000)
12 委 託 料	△4,239	あらお荒炎祭補助金	(△2,000)
		2 万田坑・炭鉱館管理費	2,761
13 使用料及び賃借料	△132	指定管理委託料	(2,761)
		3 万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	△7,382
		報償金	(△100)
18 負担金、補助及び交付金	△2,150	その他委託料	(△7,000)
		万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料	(△7,000)
		借上料	(△132)
		各種負担金	(△150)
		「炭鉱の祭典」実行委員会負担金	(△150)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,970,618	△625	1,969,993	△21,062	20,437
2	道路橋梁費	404,612	△645	403,967	4,762	△5,407
2	道路維持費	150,429	150	150,579		150
3	道路新設改良費	242,566	△795	241,771	国庫支出金 △438 地方債 5,200	△5,557

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	150	1 道路施設改修費 県営事業負担金	150 (150)
12 委託料	△795	1 道路メンテナンス補助事業費（橋梁定期点検） その他委託料 橋梁定期点検委託料	△795 (△795) (△795)

(款) 8 土木費
(項) 4 港湾費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	港 湾 費	226,450	△20,000	206,450	△17,200	△2,800
	2 港湾建設費	225,000	△20,000	205,000	国庫支出金 △10,000 地方債 △7,200	△2,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	△20,000	1 社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防) 工事請負費	△20,000 (△20,000)

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	808,787	65,321	874,108	31,700	33,621
1	都市計画総務費	510,845	8,400	519,245	国庫支出金 4,200	4,200
2	土地区画整理費	216,487	6,071	222,558	地方債 △22,500	28,571
3	街路事業費	0	850	850		850
5	公園緑地費	70,955	50,000	120,955	国庫支出金 25,000 地方債 25,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	8,400	1 宅地耐震化推進事業費 8,400 その他委託料 (8,400) 大規模盛土造成地の変動予測調査委託料 (8,400)
14 工事請負費 27 繰 出 金	△25,000 31,071	1 南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 31,071 特別会計繰出金 (31,071) 南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 (31,071) 2 土地区画整理事業費 △25,000 工事請負費 (△25,000)
18 負担金、補助及び交付金	850	1 街路整備事業費 850 県営事業負担金 (850)
14 工事請負費	50,000	1 公園施設長寿命化対策事業費 50,000 工事請負費 (50,000)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	442,288	△45,301	396,987	△40,324	△4,977
	1 住宅管理費	442,288	△45,301	396,987	国庫支出金 △14,368 県支出金 △24,577 その他 △1,379	△4,977

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	△16	1 住宅維持補修費 △1,379 施設維持管理委託料 (△1,379)
12 委 託 料	△1,379	2 住宅・建築物安全ストック形成事業費 △28,822 印刷製本費 (△16)
18 負担金、補助及び交付金	△43,906	補助金 (△28,806) 戸建木造住宅耐震診断事業補助金 (△180) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金 (△600) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 (△16,586) 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 (△200) 戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金 (△600) 戸建木造住宅建替工事事業補助金 (△600) 戸建木造住宅耐震シェルター工事事業補助金 (△200) アスベスト含有調査等事業補助金 (△250) 戸建木造住宅総合支援事業補助金 (△9,000) 危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 (△590)
		3 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金 △3,000 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 (△3,000)
		4 ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費補助金 △2,000 ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金 (△2,000)
		5 令和2年7月豪雨住まいの再建支援事業費補助金 △10,100 住まいの再建支援事業補助金(民間賃貸住宅入居助成) (△10,100) 住まいの再建支援事業補助金(公営住宅入居助成) (△5,600) 住まいの再建支援事業補助金(転居費用助成) (△600) 住まいの再建支援事業補助金(△3,900)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

9	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		751,122	△21,161	729,961		△21,161
1	消 防 費	751,122	△21,161	729,961		△21,161
	1 常備消防費	574,643	△21,161	553,482		△21,161

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△21,161	1 有明広域行政事務組合消防負担金 各種負担金 有明広域行政事務組合負担金	△21,161 (△21,161) (△21,161)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,420,831	1,569,880	3,990,711	1,569,432	448
1	教育総務費	209,694	85	209,779	81	4
	2 事務局費	205,031	85	205,116	その他 81	4

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	85	1 基金費（教育振興課） 積立金 荒尾市学校教育施設整備基金積立金	85 (85) (85)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	509,979	146,898	656,877	144,137	2,761
1	小学校管理費	289,677	153,515	443,192	国庫支出金 34,837 地方債 111,500	7,178
2	教育振興費	220,302	△6,617	213,685	県支出金 △1,100 その他 △1,100	△4,417

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14	工事請負費	153,515	1 小学校施設改修費 53,911 工事請負費 (53,911) 2 小学校施設長寿命化改修事業費 99,604 工事請負費 (99,604)
11	役 務 費	△4,417	1 水俣に学ぶ肥後っ子教室事業費 △2,200 借上料 (△2,200)
13	使用料及び 賃借料	△2,200	2 小学校 I C T 環境整備事業費 △4,417 通信運搬費 (△4,417)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	243,320	64,692	308,012	63,521	1,171
1	中学校管理費	111,628	66,090	177,718	国庫支出金 13,821 地方債 49,700	2,569
2	教育振興費	131,692	△1,398	130,294		△1,398

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	66,090	1 中学校施設長寿命化改修事業費 工事請負費	66,090 (66,090)
11 役 務 費	△1,398	1 中学校 I C T 環境整備事業費 通信運搬費	△1,398 (△1,398)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	1,014,386	△1,024	1,013,362	619	△1,643
	1 社会教育総務費	180,031	△1,142	178,889	県支出金 619	△1,761
	2 公民館費	22,413	118	22,531		118

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	△1,155	1 基金費（文化企画課） 13
24 積 立 金	13	積立金 (13)
		文化振興基金積立金 (5)
		荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金 (8)
		2 地域と学校の連携・協働体制構築事業費（拡充分） △1,155
		報償金 (△1,155)
12 委 託 料	118	1 中央公民館管理費 118
		指定管理委託料 (118)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	443,452	1,359,229	1,802,681	1,361,074	△1,845
	1 保健体育総務費	31,591	△2,195	29,396		△2,195
	2 体育施設費	100,541	301	100,842		301
	3 学校給食費	311,320	1,361,123	1,672,443	国庫支出金 208,180 地方債 870,200 その他 282,694	49

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△50	1 保健体育総務費 補助金 △794 (△794)
12 委託料	△691	市体協補助金 (△794)
13 使用料及び 賃借料	△660	2 東京オリンピック応援事業費 △1,401 消耗品費 (△50)
18 負担金、補 助及び交付 金	△794	その他委託料 (△691) 選手応援横断幕・懸垂幕製作業務委託料 (△142) 大型映像装置による競技実況放送上映委託料 (△264) オリンピック選手応援用資材製作業務委託料 (△285) 使用料 (△660)
12 委託料	301	1 運動公園管理費 301 指定管理委託料 (301)
12 委託料	6,985	1 給食センター整備推進事業費 1,361,123 工事施工に伴う委託料 (6,985)
14 工事請負費	1,354,138	工事請負費 (1,354,138)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		23,084	0	23,084	13,300	△13,300
1	農林水産施設災害復旧費	14,000	0	14,000	8,700	△8,700
	1 農業災害復旧費	14,000	0	14,000	地方債 8,700	△8,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	土木施設災害復旧費	9,084	0	9,084	4,600	△4,600
1	土木災害復旧費	9,084	0	9,084	地方債 4,600	△4,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,026	51	24,845	4,880	29,725	
	議 員	18	83,988		26,964		110,952	27,813	138,765	
	その他	1,210	63,070	7,080	2,273	86	72,509	3,322	75,831	
	計	1,230	147,058	25,848	35,263	137	208,306	36,015	244,321	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他		△ 462				△ 462		△ 462	
	計		△ 462				△ 462		△ 462	
計	長 等	2		18,768	6,026	51	24,845	4,880	29,725	
	議 員	18	83,988		26,964		110,952	27,813	138,765	
	その他	1,210	62,608	7,080	2,273	86	72,047	3,322	75,369	
	計	1,230	146,596	25,848	35,263	137	207,844	36,015	243,859	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	350 (279)	329,425	1,227,677	841,512	2,398,614	472,490	2,871,104	
補正額	()	△ 1,041		29,818	28,777		28,777	
計	350 (279)	328,384	1,227,677	871,330	2,427,391	472,490	2,899,881	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,141	1,211	24,003	17,567		2,041	111,365	169
	補正額								
	計	40,141	1,211	24,003	17,567		2,041	111,365	169
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,434	98	17,424	340,402	200,568	25,015	60,074	
	補正額							29,818	
	計	1,434	98	17,424	340,402	200,568	25,015	89,892	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,630,817	7,363,452	(1,274,800) 848,300	998,000	(1,274,800) 1,846,300
(1) 土木	2,133,889	2,583,458	(271,600) 318,000	500	(271,600) 318,500
(2) 教育	1,963,744	2,092,325	(965,400) 161,400	1,031,400	(965,400) 1,192,800
(3) 公営住宅	1,013,812	941,256	117,800		117,800
(4) 社会及び労働		300			
(5) 保健衛生	609,110	621,960	7,200		7,200
(6) その他	910,262	1,124,153	(37,800) 243,900	△ 33,900	(37,800) 210,000
2. 災害復旧費	32,579	80,554	(2,800)	13,300	(2,800) 13,300
(1) 土木	31,377	76,003		4,600	4,600
(2) 農林水産	302	3,351	(2,800)	8,700	(2,800) 8,700
(3) その他	900	1,200			
3. 減税補填債	81,435	59,828			
4. 臨時財政対策債	8,224,151	8,034,495	665,255	△ 182,280	482,975
5. 減収補填債		53,800			
合 計	14,968,982	15,592,129	(1,277,600) 1,513,555	829,020	(1,277,600) 2,342,575

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(1,274,800)		(1,274,800)
751,754		751,754	7,459,998	998,000	8,457,998
			(271,600)		(271,600)
159,940		159,940	2,741,518	500	2,742,018
			(965,400)		(965,400)
176,525		176,525	2,077,200	1,031,400	3,108,600
124,418		124,418	934,638		934,638
			300		300
35,086		35,086	594,074		594,074
			(37,800)		(37,800)
255,785		255,785	1,112,268	△ 33,900	1,078,368
			(2,800)		(2,800)
1,351		1,351	79,203	13,300	92,503
1,275		1,275	74,728	4,600	79,328
			(2,800)		(2,800)
51		51	3,300	8,700	12,000
25		25	1,175		1,175
18,139		18,139	41,689		41,689
730,125		730,125	7,969,625	△ 182,280	7,787,345
			53,800		53,800
			(1,277,600)		(1,277,600)
1,501,369		1,501,369	15,604,315	829,020	16,433,335

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,311,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		903,597	△2,991	900,606
	1 国民健康保険税	903,597	△2,991	900,606
3 国庫支出金		0	2,991	2,991
	2 国庫補助金	0	2,991	2,991
4 県支出金		5,446,030	197,451	5,643,481
	1 県補助金	5,446,030	197,451	5,643,481
6 繰入金		726,528	△54,414	672,114
	1 他会計繰入金	626,528	6,116	632,644
	2 基金繰入金	100,000	△60,530	39,470
7 繰越金		5,205	54,979	60,184
	1 繰越金	5,205	54,979	60,184
8 諸収入		10,615	20,920	31,535
	4 雑入	9,614	20,920	30,534
歳入合計		7,092,776	218,936	7,311,712

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,208,011	218,371	5,426,382
	1 療養諸費	4,467,471	212,926	4,680,397
	2 高額療養費	716,898	5,445	722,343
7 基金積立金		1	32	33
	1 基金積立金	1	32	33
9 諸支出金		9,387	533	9,920
	1 償還金及び還付加算金	9,387	533	9,920
歳 出 合 計		7,092,776	218,936	7,311,712

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	903,597	△2,991	900,606
3 国庫支出金	0	2,991	2,991
4 県支出金	5,446,030	197,451	5,643,481
6 繰入金	726,528	△54,414	672,114
7 繰越金	5,205	54,979	60,184
8 諸収入	10,615	20,920	31,535
歳入合計	7,092,776	218,936	7,311,712

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				218,371
				32
				533
				218,936

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税
(項) 1 国民健康保険税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	国民健康保険税	903,597	△2,991	900,606
1	国民健康保険税	903,597	△2,991	900,606
1	1 一般被保険者国民健康保険税	903,237	△2,991	900,246
3	国庫支出金	0	2,991	2,991
2	国庫補助金	0	2,991	2,991
9	9 国民健康保険災害等臨時特例補助金	0	2,991	2,991
4	県支出金	5,446,030	197,451	5,643,481
1	県補助金	5,446,030	197,451	5,643,481
1	1 保険給付費等交付金	5,446,030	197,451	5,643,481
6	繰入金	726,528	△54,414	672,114
1	他会計繰入金	626,528	6,116	632,644
1	1 一般会計繰入金	626,528	6,116	632,644
2	基金繰入金	100,000	△60,530	39,470
1	1 財政調整基金繰入金	100,000	△60,530	39,470
7	繰越金	5,205	54,979	60,184
1	繰越金	5,205	54,979	60,184
2	2 その他の繰越金	5,205	54,979	60,184
8	諸収入	10,615	20,920	31,535
4	雑収入	9,614	20,920	30,534
5	5 雑収入	4,562	20,920	25,482

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 医療給付費 分現年課税 分	△2,487	1 医療給付費（現年度）	
2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	△356	1 後期高齢者支援金分現年課税分（現年度）	
3 介護納付金 分現年課税 分	△148	1 介護納付金（現年度）	
1 国民健康保 険災害等臨 時特例補助 金	2,991	1 国民健康保険災害等臨時特例補助金	
1 普通交付金	197,451	1 普通交付金	
1 保険基盤安 定繰入金（ 保険者支援 分）	△1,190	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	
2 保険基盤安 定繰入金（ 保険税軽減 分）	68	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	
6 財政安定化 支援繰入金	7,238	1 財政安定化支援繰入金	
1 財政調整基 金繰入金	△60,530	1 財政調整基金繰入金	
1 その他の繰 越金	54,979	1 その他の繰越金	
1 雑入	20,920	1 雑入	

3 歳 出

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 保険給付費	5,208,011	218,371	5,426,382		218,371
1 療養諸費	4,467,471	212,926	4,680,397		212,926
1 一般被保険者療養給付費	4,424,073	212,926	4,636,999		212,926

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	212,926	1 一般被保険者療養給付費 各種負担金 一般療養給付費	212,926 (212,926) (212,926)

(款) 2 保険給付費
 (項) 2 高額療養費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	高額療養費	716,898	5,445	722,343		5,445
1	一般被保険者高額療養費	715,887	5,445	721,332		5,445

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	5,445	1 一般被保険者高額療養費 各種負担金 一般高額療養費	5,445 (5,445) (5,445)

(款) 7 基金積立金
 (項) 1 基金積立金

7	基金積立金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	基金積立金	1	32	33		32
1	基金積立金	1	32	33		32
1	国保財政調整基金積立金	1	32	33		32

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	32	1 国民健康保険財政調整基金積立金 積立金 財政調整基金積立金	32 (32) (32)

(款) 9 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

9	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		9,387	533	9,920		533
1	償還金及び 還付加算金	9,387	533	9,920		533
3	償還金	5,214	533	5,747		533

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利 子及び割引 料	533	1 償還金 返還金 533 (533)

令和 3 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）

令和 3 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,254 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 845,544 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		261,268	△9,254	252,014
	1 一般会計繰入金	261,268	△9,254	252,014
歳入	合計	854,798	△9,254	845,544

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		781,056	△9,254	771,802
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	781,056	△9,254	771,802
歳 出	合 計	854,798	△9,254	845,544

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	781,056	△9,254	771,802
歳出合計	854,798	△9,254	845,544

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△9,254	
			△9,254	

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	261,268	△9,254	252,014
	1 一般会計繰入金	261,268	△9,254	252,014
	2 保険基盤安定繰入金	221,261	△9,254	212,007

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	△9,254	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	781,056	△9,254	771,802	△9,254	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	781,056	△9,254	771,802	△9,254	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	781,056	△9,254	771,802	その他 △9,254	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△9,254	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△9,254 (△9,254) (△9,254)

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,058千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,008,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保留地処分金		310,788	△258,900	51,888
	1 保留地処分金	310,788	△258,900	51,888
3 国庫支出金		309,750	△23,529	286,221
	1 国庫補助金	309,750	△23,529	286,221
5 繰入金		110,990	31,071	142,061
	1 他会計繰入金	110,990	31,071	142,061
8 市債		304,500	204,300	508,800
	1 市債	304,500	204,300	508,800
歳入合計		1,055,458	△47,058	1,008,400

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		949,849	△47,058	902,791
	1 南新地事業費	949,849	△47,058	902,791
歳 出	合 計	1,055,458	△47,058	1,008,400

第 2 表 繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	359,836	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	448,450

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域開発事業	千円 258,900	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えする ことができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画 事業	千円 304,500	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるものにつ いて、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件に より、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定する ものによ る。 ただし、市 財政の都合 により繰上 償還をなし 、又は低利 債に借換え すること ができる。	千円 249,900	補正前に同じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保留地処分金	310,788	△258,900	51,888
3 国庫支出金	309,750	△23,529	286,221
5 繰入金	110,990	31,071	142,061
8 市債	304,500	204,300	508,800
歳入合計	1,055,458	△47,058	1,008,400

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	94,020	0	94,020
2 事業費	949,849	△47,058	902,791
歳出合計	1,055,458	△47,058	1,008,400

2 歳 入

(款) 1 保留地処分金
(項) 1 保留地処分金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保留地処分金	310,788	△258,900	51,888
1	保留地処分金	310,788	△258,900	51,888
1	保留地処分金	310,788	△258,900	51,888
3	国庫支出金	309,750	△23,529	286,221
1	国庫補助金	309,750	△23,529	286,221
1	土木費国庫補助金	309,750	△23,529	286,221
5	繰入金	110,990	31,071	142,061
1	他会計繰入金	110,990	31,071	142,061
1	一般会計繰入金	110,990	31,071	142,061
8	市 債	304,500	204,300	508,800
1	市 債	304,500	204,300	508,800
1	土木債	304,500	204,300	508,800

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保留地処分金	△258,900	1 保留地処分金
1 区画整理国庫補助金	△23,529	1 社会資本整備総合交付金
1 一般会計繰入金	31,071	1 一般会計繰入金
2 都市計画事業債	△54,600	1 都市計画事業債
3 地域開発事業債	258,900	1 地域開発事業債

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	94,020	0	94,020	△4,180	4,180
	1		総務管理費	94,020	0	94,020	△4,180	4,180
		1	一般管理費	94,020	0	94,020	地方債 △4,180	4,180

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 2 事業費
(項) 1 南新地事業費

2	事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		949,849	△47,058	902,791	△73,949	26,891
1	南新地事業費	949,849	△47,058	902,791	△73,949	26,891
	1 南新地事業費	949,849	△47,058	902,791	国庫補助金 △23,529 地方債 208,480 その他 △258,900	26,891

(南新地土地地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	△47,058	1 社会資本整備総合交付金事業費 (都市再生区画整理) 工事請負費	△47,058 (△47,058)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	752,900	1,030,300	(240,300) 304,500	△ 54,600	(240,300) 249,900
地域開発事業				258,900	258,900
合計	752,900	1,030,300	(240,300) 304,500	204,300	(240,300) 508,800

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(240,300)		(240,300)
1,315		1,315	1,333,485	△ 54,600	1,278,885
				258,900	258,900
1,315		1,315	(240,300)	204,300	(240,300)
			1,333,485		1,537,785

令和3年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,506,742千円	△3,564千円	1,503,178千円
第2項 営業外収益	506,309千円	△3,564千円	502,745千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,447,331千円	20,656千円	1,467,987千円
第2項 営業外費用	99,488千円	20,656千円	120,144千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「34,761千円」を「39,762千円」に、「10,053千円」を「5,052千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	802,710千円	110,000千円	912,710千円
第1項 企業債	464,800千円	55,000千円	519,800千円
第2項 補助金	287,514千円	55,000千円	342,514千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,261,081千円	110,000千円	1,371,081千円
第1項 建設改良費	728,109千円	110,000千円	838,109千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「464,800千円」を「519,800千円」に改める。

令和4年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			1,506,742	△ 3,564	1,503,178	
	2 営業外収益		506,309	△ 3,564	502,745	
		4 消費税及び地方消費税還付金	3,564	△ 3,564	0	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,447,331	20,656	1,467,987	
	2 営業外費用		99,488	20,656	120,144	
		3 消費税及び地方消費税	0	20,656	20,656	

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の収入			802,710	110,000	912,710	
	1 企業債		464,800	55,000	519,800	
		1 建設改良債	464,800	55,000	519,800	公共下水道事業債
	2 補助金		287,514	55,000	342,514	
		1 国庫補助金	235,000	55,000	290,000	公共下水道国庫補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			1,261,081	110,000	1,371,081	
	1 建設改良費		728,109	110,000	838,109	
		1 施設建設費	728,109	110,000	838,109	併設雨水ポンプ棟耐震診断委託料 桜山統合有明汚水幹線接続工事請負費

令和3年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	24,650
減価償却費	624,168
固定資産除却費	500
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	698
引当金の増減額	11,572
長期前受金戻入額	△ 293,792
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息	99,288
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	9,291
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 32,991
未払金の増減額(△は減少)	△ 77,468
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	365,913
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 99,288
業務活動によるキャッシュ・フロー	266,628
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 744,642
有形固定資産の売却による収入	30,001
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	290,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	52,514
寄附金による収入	0
負担金による収入	20,396
国庫補助金等の返還による支出	△ 1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 352,731
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	519,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 531,972
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,172
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 98,275
資金期首残高	371,050
資金期末残高	272,775

令和3年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		405,937	
ロ 建物	796,826		
減価償却累計額	<u>△ 202,068</u>	594,758	
ハ 構築物	14,376,491		
減価償却累計額	<u>△ 3,579,459</u>	10,797,032	
ニ 機械及び装置	2,528,406		
減価償却累計額	<u>△ 1,058,469</u>	1,469,937	
ホ 車両及び運搬具	2,622		
減価償却累計額	<u>△ 980</u>	1,642	
ヘ 工具器具及び備品	5,899		
減価償却累計額	<u>0</u>	5,899	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		856,483	
有形固定資産合計			14,131,688
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			14,133,360
2 流動資産			
(1) 現金預金			272,775
(2) 未収金	57,337		
未収金貸倒引当金	<u>△ 4,720</u>	52,617	
(3) 受取手形	0		
受取手形貸倒引当金	0		
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益	0		
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産			0
流動資産合計			<u>325,392</u>
資産合計			<u><u>14,458,752</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		6,018,632	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	73,466		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	73,466	
固定負債合計			6,092,098
4 流動負債			
(1) 企業債		515,029	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		88,310	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,853		
ハ 法定福利引当金	731		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	5,584	
(7) 預り金		1,151	
(8) その他流動負債		0	
流動負債合計			610,074
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		8,061,236	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,287,933	
繰延収益合計			5,773,303
負債合計			12,475,475

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	900,644	1,549,964	
資本金合計			1,549,964
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,044		
ロ 国県補助金	155,940		
資本剰余金合計		198,984	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	100,000		
ロ 建設改良積立金	109,679		
ハ 当年度未処分利益剰余金	24,650		
利益剰余金合計		234,329	
剰余金合計			433,313
資本合計			1,983,277
負債資本合計			14,458,752